

参考資料

四街道市準用河川管理条例新旧対照表

改正後			現 行				
区分	単位	占用料	占用料の名称	区分	単位 (1年につき)	占用料	
鉱工業の用に供するもの	毎秒1リットル につき 1年	円 5,030	流水占用料	工業用に供するもの その他の用に供する もの	毎秒1リットル	2,500円 250円	
その他の用に供するもの		30					
備考			土地占用料	工作物を設置するた めに占用するもの	1平方メートル	220円	
				工作物を設置せず原 形のまま占用するも の	1平方メートル	220円	
				電柱	1本	950円	
				鉄塔	1平方メートル	880円	
				諸管の 埋設	口径30センチ メートル未満	190円	
					口径30センチ メートル以上	400円	
備考							
1 1件の占用許可に係る各年度ごとの占用料の額が100円に満た ない場合は、占用料の額を100円とする。			1 1件の占用許可に係る各年度ごとの占用料の額が100円に満た ない場合は、占用料の額を100円とする。				
2 占用期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数 があるときは月割りをもって計算し、1月末満であるとき又はそ の期間に1月末満の端数があるときは1月として計算するものと			2 占用期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数 があるときは月割りをもって計算し、1月末満であるとき又はそ の期間に1月末満の端数があるときは1月として計算する。				

する。

- 3 占用の水量が1リットル未満であるとき、又はその水量に1リットル未満の端数があるときは、1リットルとして計算するものとする。

別表第2 (第4条第1項及び第2項)

土地占用料

区分	単位	占用料
工作物を設置する場合	1本につき 1年	円 1,000
		1,500
		2,100
		910
		1,400
		2,000
		91
鉄塔	占用面積1平方メートルにつき 1年	600
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき 1年	9
水道管、下水道管、ガス管、地下ケーブルの	外径が0.07メートル未満のもの	38
その他これらに類するもの	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	54

- 3 占用の面積、長さ等で各単位未満のものについては、各単位に切り上げて計算する。

もの	
外径が0.1メー	
トル以上0.15	81
メートル未満の	
もの	
外径が0.15メー	
ートル以上0.2	100
メートル未満の	
もの	
外径が0.2メー	
トル以上0.3メ	160
ートル未満のも	
の	
外径が0.3メー	
トル以上0.4メ	210
ートル未満のも	
の	
外径が0.4メー	
トル以上0.7メ	380
ートル未満のも	
の	
外径が0.7メー	
トル以上1メー	540
トル未満のもの	
外径が1メート	1,000

	<u>ル以上のもの</u>		
	<u>その他のもの</u>	<u>占用面積1平方メートルにつき</u>	<u>1,800</u>
		<u>1年</u>	
<u>工作物を設置しない場合</u>	<u>運動場、広場その他これらに類するもの</u>	<u>占用面積1平方メートルにつき</u>	<u>16</u>
		<u>1年</u>	
	<u>工事用材料置場</u>	<u>占用面積1平方メートルにつき</u>	<u>210</u>
		<u>1月</u>	
	<u>その他のもの</u>	<u>占用面積1平方メートルにつき</u>	<u>160</u>
		<u>1年</u>	

備考

- 1 第1種電柱とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものをいい、第2種電柱とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものをいい、第3種電柱とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第1種電話柱とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものをいい、第2種電話柱とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するもの

をいい、第3種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

4 占用期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。

5 占用面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを1平方メートル又は1メートルとして切り上げて計算するものとする。